

令和7年度 児童育成クラブ入会のご案内

1 児童育成クラブとは

児童育成クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、その放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供する事業です。市立小学校に通う児童は、その小学校区の児童育成クラブに、私立または市外の小学校に通う児童は、住所が属する小学校区の児童育成クラブに入会となります。

(1) 入会期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（年度ごとの入会となります）

なお、年度途中の入会者は、入会日から令和8年3月31日までとなります。また、夏休み等の長期休業期間中に限っての短期の入会はできません。

(2) 開所日時等

- **小学校の通常授業日：放課後から午後7時30分**
- **小学校の休業日（土曜日、春・夏・冬休み、臨時休校日）：午前7時30分から午後7時30分**
※ 午前7時30分から午前8時までの早朝利用（臨時休校日は除く）をする場合には、事前の利用申込書の提出と、別途早朝利用料金が必要です。
- 日曜日・祝日・12月29日から翌年1月3日、その他市長が特に必要と認めた日は休みです。

(3) 利用料（保護者負担金）

児童1人につき、月額5,000円（振込等にかかる手数料を除く）。

利用料金は、おやつや傷害保険、教材費や光熱水費等、クラブ運営に必要な経費の一部を利用者で負担していただくものです。なお、入会期間中はクラブの利用の有無に関わらずお支払いいただきますので、日割り計算はいたしません。

2 入会するには

(1) 対象児童

浦安市に住所を有する小学校1年生から6年生の児童のうち、下記(4)の入会要件により、下校しても保護者がいない、または保護者が家庭での養育が困難な児童が対象です。

(2) 入会申請期間

- 令和7年4月入会の申請

令和6年11月20日（水）から令和6年12月20日（金）まで

（土曜日、祝日、11月24日（日）を除く）

※ **申請期間を超えた場合は、原則5月1日以降の入会になります。**

なお、転入や転居、入院等の特別な事情で申請期間に間に合わない場合はご相談ください。

- 令和7年5月以降入会の申請

毎月15日（土・日曜日、祝日の場合は前日）の締切で、翌月1日からの入会となります。

(3) 申請方法

- 令和7年4月の入会申請

【ちば電子申請サービスにて申請】

右記QRコードからアクセスし、申請してください。（令和6年11月20日よりアクセス可能）

【電子申請を利用できない方】

- ・ 市役所2階の青少年課窓口へ提出
※ 提出受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。
※ 12月1日、8日、15日の日曜日は開庁し、申請を受け付けます。
※ 郵送での提出は、簡易書留または特定記録のみ受け付けており、**申請期間最終日の消印有効です。**
- ・ 各児童育成クラブへ提出（現在、児童育成クラブ入会中の方のみ）
※ 提出受付期間は、令和6年11月20日（水）から**令和6年12月10日（火）**までです。

申請用
(4月入会)



- 令和7年5月以降の入会申請（原則毎月1日からの入会）

【ちば電子申請サービスにて申請】

右記QRコードからアクセスし、申請してください。（令和7年3月15日よりアクセス可能）

【電子申請を利用できない方】

- ・ 市役所2階の青少年課窓口へ提出
※ 提出受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。
※ 郵送での提出は、簡易書留または特定記録のみ受け付けており、**申請期間最終日の消印有効です。**

申請用
(5月以降入会)



(4) 提出書類

電子申請の場合、PDF・画像(一部拡張子を除く)・Excel・Word ファイル等での添付が可能です。

【申請者全員】

- ・「家庭で養育することが困難であることを証する書類（下表に示す「必要となる書類）」
 ※ 「家庭で養育することが困難であることを証する書類」は、父と母（単身赴任中の方も含む）
 など保護者に該当する方の書類が必要です。
- ・「児童育成クラブ入会申請書」（電子申請を利用できない方のみ）

区分	入会要件	入会期間	必要となる書類
1 就労（内定）	以下3つの要件を満たし就労中の方 ①月に15日以上 （目安として週に4日以上） ②1日4時間以上 ③保護者の帰宅時間が概ね15時以降 （通勤時間含む）	就労している期間	会社の代表者、個人事業主、フリーランスの方 <input type="checkbox"/> 就労（就労内定）証明書★ <input type="checkbox"/> シフト表（シフト勤務の方は必須） <input type="checkbox"/> いずれか1点の写し ・直近の所得税確定申告書（控） ・直近の源泉徴収票 ・開業届（2年以内に開業した場合のみ） ・履歴事項全部証明書（2年以内に法人を設立した場合のみ） ・他法人とのやり取りを証明できる書類 （フリーランスの方のみ） 被雇用者(会社員・公務員・パート等)の方 <input type="checkbox"/> 就労（就労内定）証明書★ <input type="checkbox"/> シフト表（シフト勤務の方は必須） ※単身赴任の方は、就労証明書に代えて、辞令等を提出できます。
2 出産	出産前後の休養のため育児することができない方	出産予定月の 前2か月と後2か月の 月末まで	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳表紙の写し
3 疾病・障がい	疾病や障がいにより、育児が困難な方	診断書の療養期間中 または 資格喪失の日まで	<input type="checkbox"/> いずれか一点 ・診断書★ ・障がい者手帳、療育手帳等の写し
4 親族の介護	以下3つの要件を満たし介護中の方 ①月に15日以上 ②1日4時間以上 ③保護者の帰宅時間が概ね15時以降	診断書の療養期間中 または 保険者証資格喪失の日 まで	<input type="checkbox"/> 介護計画書★ <input type="checkbox"/> いずれか一点 ・要介護者の診断書★ ・介護保険被保険者証の写し
5 就学	以下3つの要件を満たし就学中の方 ①月に15日以上 ②1日4時間以上 ③保護者の帰宅時間が概ね15時以降	就学している期間	<input type="checkbox"/> いずれか一点 ・在学証明書 ・学生証の写し <input type="checkbox"/> いずれか一点 ・学校が作成した時間割表の写し ・就学計画書★
6 求職	以下3つの要件を満たし求職中の方 ①月に15日以上 ②1日4時間以上 ③保護者の帰宅時間が概ね15時以降	求職開始日から 3か月間	<input type="checkbox"/> 求職活動状況届★

※ ★は、浦安市指定の様式を使用してください。（浦安市ホームページからダウンロードできます。）
 ※ ★、辞令等及び在学証明書は、提出日において6カ月以内に作成された書類のみ有効です。

【該当する児童のみ】

- ・障がい者手帳・療育手帳をお持ちの児童は、その添付が必要です。
- ・「エピペン®」を利用する児童は、「投薬依頼書」及び小学校へ提出の「投薬指示書」の添付が必要です。入会説明会または面談までに準備してください。
- ・児童の健康状態等により、青少年課より別途調査票の提出をお願いする場合があります。

(5) 申請時に育児休業中（出生時育児休業含む）の方

育児休業中は入会要件を満たさないため入会できませんが、以下の場合に限り申請可能です。

- ・育児休業中で復職を前提に申請し、保育所等の利用が決定した場合は入会開始月の翌月10日までに復職する。（例：4月1日入会の場合、5月10日までに復職が必要です。）
 ※ 復職後は復職済みの就労証明書を利用開始月の翌月末までに提出してください。
 ※ 入会開始月の翌月10日までに復職せず、就労証明書を提出しない場合、あるいは、入会要件が満たされていない内容で就労を開始した場合、入会決定が取り消されることがあります。

3 入会決定について

(1) 入会決定方法

入会上限員数を超える入会申請があった場合は、**入会申請期間内にご申請いただいた方のうち、低学年の児童や療育手帳等の交付を受けている児童等を優先的に入会決定するため、入会要件を満たしていても、定員超過のため入会をお待ちいただく場合があります。**

(2) 入会決定通知及び審査結果通知の発送

- **令和7年4月入会の決定通知の発送日**：令和7年2月中旬を予定
➔各クラブ主催の説明会（例年2月下旬～3月上旬の土曜日開催）へご参加頂きます。
詳細は決定通知に同封される案内をご確認ください。
- **令和7年5月1日以降入会の決定通知の発送日**：入会希望月の前月20日前後
➔決定通知に同封される案内をご確認の上、入会希望月の前月末頃に各クラブとの面談を行っていただきます。

4 入会決定後について

(1) 入会決定の取消

- ・入会要件を満たさなくなったとき。
- ・入会申請書に虚偽があったとき。
- ・正当な理由がなく、保護者負担金を滞納したとき。
- ・正当な理由がなく、長期間児童育成クラブを休会したとき。
- ・児童育成クラブの管理運営上、支障があるとき。

(2) 退会・長期欠席・変更の届出について

- **退会の届出**（退会日は原則として月末最終日となります）
年度途中で退会する場合、**退会予定月の20日（土・日曜日、祝日の場合は前日）までに**下の「届出方法」のとおり届出してください。
なお、退会の届出をしない場合は、その間の保護者負担金が発生いたしますのでご注意ください。
- **長期欠席の届出**（長期欠席の期間について、原則として開始日は月初（1日）、終了日は月末最終日となります）
病気による入院や自宅療養、帰省、感染症予防または、育児休業等の理由により児童育成クラブを1か月以上欠席する場合は、**長期欠席を開始する前月の20日（土・日曜日、祝日の場合は前日）までに**下の「届出方法」のとおり届出してください。なお、欠席期間は原則3か月以内となります。
- **変更の届出**
入会申請時の申請内容や就労証明書等の「家庭で養育することが困難であることを証する書類」に変更が生じた場合は、**すみやかに**、下の「届出方法」のとおり届出をしてください。

主な変更例

- 例1：「求職」の要件で申請したが、就職先が決定したため「就労」の要件に変更したい。
- 例2：「就労」の要件で申請したが、出産により休職するため「出産」の要件に変更したい。
- 例3：「就労」の要件で申請したが、退職するため「求職」の要件に変更したい。
- 例4：現在就労している就労先において、雇用契約期間が更新された。
- 例5：育児休業のため条件付きで入会決定していたが、期日までに復職したため復職済みの就労証明書を提出したい。
- 例6：転居のため、小学校と児童育成クラブを変更したい。
- 例7：離婚のため、保護者の変更および母と子どもの姓を変更したい。

○ 届出方法

【ちば電子申請サービスにて届出】

右記QRコードより届出してください。

【電子申請を利用できない方】

- ※ 紙書式の「児童育成クラブ退会届」・「児童育成クラブ長期欠席届」・「児童育成クラブ入会申請書記載事項変更届」を記入し、必要書類を添えて、入会している児童育成クラブまたは市役所2階の青少年課窓口へ提出してください。
- ※ 上記の紙書式は青少年課窓口・入会している児童育成クラブ・市のホームページから入手可能です。

退会・長期欠席用



変更用



(4) 育児休業（出生時育児休業含む）

入会後の育児休業については、原則退会となりますが、3か月以内の育児休業は長期欠席の届出をすることで欠席扱いとすることができます。なお、3か月を超える育児休業の場合は速やかに退会の届出をしてください。

(5) 感染症に関して

インフルエンザ、はしか等の疾病の流行等により学級閉鎖となったクラスに在籍する児童は、公衆衛生上の観点から登所できません。ただし、学級閉鎖等で急に短縮授業となった場合は、その当日に限り、登所可能です。

また、児童が感染性の病気に感染した場合や、感染している恐れがある場合も登所できません。

(6) 投薬

児童育成クラブの支援員が児童に投薬することはできません（点眼や塗り薬を含む）。ただし、「エピペン®」を利用している児童は、「投薬依頼書」及び小学校へ提出する「投薬指示書」を入会前の説明会または、面談までに準備してください。

(7) 登降管理システムの登録について

入会にあたり、お子様の登所時間・降所時間やお知らせ等を保護者の方へ通知するためのアプリ「キッズビュー」（登降管理システム）への登録をお願いいたします。詳細はクラブ入会前の説明会または面談でお伝えします。

5 入会中のお願い

- 児童育成クラブでは、保護者のお迎えを原則としています。送迎時は徒歩、自転車もしくは公共交通機関にて来所いただき、**お車の利用はご遠慮ください**。なお、一人帰りについては、児童の安全を最大限に考慮し保護者と協議を行い、同意があった場合のみ認めるものとします。
- 児童育成クラブの利用は、原則、保護者が養育できない日に限ります。
- 習い事等で一度、児童育成クラブを退所した場合は、同じ日に再び利用することはできません。
- 児童育成クラブ登所後に、体調不良になった場合や、けがをした場合、災害が発生した場合等で急なお迎えが必要となった場合には、すみやかに児童のお迎えをお願いします。
- 設備及び備品等を児童が故意に破損・故障等させた場合は、保護者の責任で修理等を行っていただく場合があります。

6 放課後子ども教室について

市では、児童育成クラブとは別に「放課後子ども教室」として、学校施設等を活用し、子どもが自主的に活動する遊び場を開所しており、児童育成クラブに入会している児童も利用することができます。また、ご利用にあたっては、各放課後子ども教室へ登録申請書の提出が必要となり、児童育成クラブの入会申請書でも登録することができます。詳しくは、浦安市ホームページをご覧ください。

7 児童育成クラブ一覧表

対象学区	クラブ名	住所・場所	電話・FAX番号
浦安小	浦安小学校地区児童育成クラブ	猫実4-6-29（マンション1階及び2階）	047-351-1990
南小	南小学校地区児童育成クラブ	堀江5-4-1（南小の体育館棟1階）	047-352-1697
北部小	北部小学校地区児童育成クラブ	北栄3-20-3（北部小の隣）	047-351-1782
見明川小	見明川小学校地区児童育成クラブ	弁天3-1-2（見明川小の敷地内）	047-351-1633
富岡小	富岡小学校地区児童育成クラブ	富岡1-1-1（富岡小の校舎内）	047-352-7400
美浜南小	美浜南小学校地区児童育成クラブ	美浜3-15-1（美浜南小の校舎内）	047-350-6624
東小 ※	東小学校地区児童育成クラブ（本室）	猫実1-11-1（東小の体育館棟1階）	047-350-4424
	東小学校地区児童育成クラブ（分室）	北栄4-1-17（ふたば保育園併設）	047-382-2324
舞浜小	舞浜小学校地区児童育成クラブ	舞浜2-1-1（舞浜小の敷地内）	047-352-3615
美浜北小	美浜北小学校地区児童育成クラブ	美浜5-12-1（美浜北小の校舎内）	047-351-6050
日の出小	日の出小学校地区児童育成クラブ	日の出2-11-10（日の出保育園の隣）	047-380-0666
明海小	明海小学校地区児童育成クラブ	明海2-13-1（明海小の隣）	047-305-0220
高洲小	高洲小学校地区児童育成クラブ	高洲4-2-8（高洲小の隣）	047-351-1015
日の出南小	日の出南小学校地区児童育成クラブ	日の出5-4-3（日の出南小の敷地内）	047-305-1345
明海南小	明海南小学校地区児童育成クラブ	明海5-5-1（明海南小の敷地内）	047-382-2901
高洲北小	高洲北小学校地区児童育成クラブ	高洲2-2-1（高洲北小の隣）	047-381-5201
東野小	東野小学校地区児童育成クラブ	東野1-7-3（東野小の校舎内）	047-304-1880
入船小	入船小学校地区児童育成クラブ	入船3-66-1（入船小の隣）	047-352-1415

※ <東小学校地区児童育成クラブ本室・分室の振り分けについて>

東小学校地区児童育成クラブについては、通所するクラブを本室と分室に振り分けています。結果は、入会決定通知に記載します。

◆問い合わせ・郵送先◆

〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1
浦安市役所 2階 青少年課児童育成係
電話：047-712-6453（直通）